

藤井寺市建設工事請負及び建設コンサルタント等

業務委託競争入札指名停止要綱

藤井寺市建設工事請負及び建設コンサルタント等業務 委託競争入札指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤井寺市における契約事務の厳正かつ公正な執行を期するため、建設工事請負及び建設コンサルタント等業務委託(以下「工事等」という。)に関する競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者(代表者、役員及び使用人その他の従業員全ての者をいう。)が別表の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別に定める藤井寺市競争入札指名停止審査委員会(以下「委員会」という。)の議を経て指名停止を行うものとする。

2. 前項の指名停止の措置が行われたときは、市長は工事等の請負契約のため指名を行うに際し、停止期間が満了するまで、当該指名停止にかかる有資格者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の基準)

第3条 市長は、情状に応じて別表各項に掲げる指名停止期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2. 前項の期間は、当該措置要件に該当する事実を知り得た日又はその事実を確認した日から起算するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、指名停止を行う場合において、当該指名停止の原因となった事案についての責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2. 共同企業体について指名停止を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の有資格者である構成員について、当該の指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3. 本市が発注した建設工事(以下「工事」という。)以外の工事(以下「一般工事」という。)の共同企業体について、指名停止の事由が生じたときは、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき構成員について指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格者が、1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間となる措置要件の期間を基準とし、指名停止期間を定める。

2. 有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、別表各項に基づき定める指名停止期間を2分の1まで短縮することができる。

3. 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表各項に基づき定める指名停止期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の期間は、通算して2年を限度とする。

(1)別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに別表各号の措置要件に該当することとなったとき、もしくは第11条に規定する警告等を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告等の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当

することとなったとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)

(2)別表2第1項、第2項、又は別表3第1項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに別表2第1項、第2項、又は別表3第1項の措置要件に該当することとなったとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)

(3)全各号のほか有資格者について悪質な事由がある又は重大な結果を生じさせたとき

4. 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項又は前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は2年を限度とする。

5. 指名停止期間経過後の事情の変化により、有資格者に対し同一要件により指名停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に基づき定める期間を超えないものとする。

6. 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止の継承)

第6条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(工事事故の報告)

第7条 有資格者が藤井寺市内において施工する工事において、事故が生じたときには速やかに本市に対し報告するよう求めるものとする。ただし、一般工事については重大な事故に限るものとする。

2. 有資格者が前項に規定する報告を怠った場合には、指名停止の期間を2倍に延長することができる。

(指名停止の通知)

第8条 市長は、第2条第1項の規定に基づく指名停止、第5条第4項、第5項又は第6項の規定に基づく指名停止の期間の変更、追加、又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく書面で通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由がありあらかじめ市長の承認を得た場合はその限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止業者が本市の契約に係る工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない又はこの要綱により難しい場合は、必要の都度委員会の議を経て定めるものとする。

附則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月5日から施行する。

(適用区分)

- 1 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成12年4月17日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 1 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成13年1月5日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

- 1 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成15年7月1日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成20年8月5日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1(入札及び契約締結に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
1. 現場説明又は競争入札に無断で欠席したとき(正当な事由により事前に辞退届のあった場合を除く。)	3 月
2. 競争入札の公正な執行を妨げたとき。	3月以上12月以内
3. 落札したにもかかわらず、正当な事由がなく契約を締結しなかったとき。	3月以上12月以内
<p>4. 虚偽記載</p> <p>本市の発注する工事等の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争参加資格確認申請書又は競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	6月以上12月以内

別表2(贈賄及び独占禁止法違反行為に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1. 贈賄</p> <p>(1) 有資格者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、本市以外の次の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(a) 大阪府公共工事入札・契約事務連絡協議会中部ブロック(東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町。以下「府公契連中部ブロック」という。)内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 12月 (b) 6月</p>
<p>2. 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 本市以外の次の地域における契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(a) 府公契連中部ブロック内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 6月 (b) 3月</p>

別表3(談合及び暴力行為等に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1. 刑法上の談合</p> <p>(1) 有資格者が、本市との契約に関して競売・入札の妨害又は不正な談合の容疑により、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、本市以外の次の公共機関における契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(a) 府公契連中部ブロック内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 12月 (b) 6月</p>
<p>2. 暴力行為等</p> <p>(1) 有資格者が、本市の職員に対して暴力行為により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、本市以外の次の公共機関の職員に対して暴力行為により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(a) 府公契連中部ブロック内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 12月 (b) 6月</p>

別表4(不正又は不誠実な行為及び経営不振に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
1. 建設業法等関係法令に違反し逮捕、起訴、書類送検、略式起訴、又は処分されたとき。	3月以上12月以内
<p>2. 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 本市との契約に関して各別表の各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、又はその他契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 本市以外との契約に関して各別表の各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、又はその他契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 各別表の各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は法人の役員が、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により、逮捕、公訴を提起又は禁固以上の刑若しくは罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(4) 藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第9条第2項の規定に基づく誓約書を提出しないとき。</p>	<p>(1) 24月以内</p> <p>(2) 3月以上12月以内</p> <p>(3) 3月以上12月以内</p> <p>(4) 3月</p>
<p>3. 経営不振</p> <p>有資格者が営業不振等により、経営状態に重大な懸念があると認められるとき。</p>	再建したと認められるまで

別表5(契約の履行に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1. 工事等の履行</p> <p>本市との契約に関して次に定める内容により工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をするなど、契約内容に著しく反する次の理由による事実があったとき。</p> <p>(a) 故意によると認められるとき。</p> <p>(b) 過失によると認められるとき。</p>	<p>(a) 24月 (b) 6月以内</p>
<p>2. 工事の成績不良</p> <p>工事の検査の成績が次の場合に該当したとき。</p> <p>イ 工事の評価点数が39点以下(E:不良)のとき。</p> <p>ロ 工事の評価点数が40点以上54点以下(D:やや不良)のとき。</p>	<p>(イ)6月以上12月以内 (ロ)3月以上6月以内</p>
<p>3. 監督、検査等の妨害</p> <p>職員が行う監督又は検査の執行を妨害したとき、又はその指示に従わなかったとき。</p>	<p>24月以内</p>
<p>4. 契約違反</p> <p>本市契約の履行に当たり、次の要件により契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(a) 履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(b) 有資格者の責により契約解除がなされた場合</p> <p>(c) 契約不履行による保証請求がなされた場合</p>	<p>(a) 6月以内 (b) 24月以内 (c) 24月以内</p>

別表6(工事の事故に関すること)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1. 工事現場の管理が粗雑であり、公衆に危害又は迷惑を及ぼす恐れがあるとして、本市の監督員又は検査員から指摘されたが改善しなかったとき。</p>	<p>6月以内</p>
<p>2. 公衆損害事故</p> <p>(1) 本市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の内容により公衆に事故を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 重大な事故を生じさせ、公衆に死亡者を出した又は重大な損害を与えたとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(2) 本市以外における一般工事の施工にあたり安全管理の措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、公衆に死亡者又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>(1) (ア) 24月以内 (イ) 6月以内</p> <p>(2) 6月以内</p>
<p>3. 工事関係者事故</p> <p>(1) 本市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に事故を生じさせた次のとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 重大な事故を生じさせ、工事関係者に死亡者を出したとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 負傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 本市以外における一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、工事関係者に死亡者を出したとき。</p>	<p>(1) (ア) 24月以内 (イ) 6月以内</p> <p>(2) 6月以内</p>